

# 1. 道 路

## 1. 管理（設置・運営等を含む）に関する事務の民間開放

### 1. 制度の現状

#### (1) 施設を管理することのできる者に関する規定

道路法上の道路を管理することができる者は、同法及び高速自動車国道法により、下記のとおり、国及び地方公共団体（道路管理者）とされている。

高速自動車国道、一般国道の指定区間内にあつては、国土交通大臣（道路法第12条、第13条、高速自動車国道法第6条）

一般国道の指定区間外、都道府県道にあつては、都道府県（道路法第15条）  
市町村道にあつては、市町村（道路法第16条）

#### (2) 民間による管理事務の実施の現状

計画の策定や工事の発注等の行政判断を伴う業務や、占用許可、通行規制等の行政権の行使を伴う業務は道路管理者自らが行っているが、それ以外の建設工事や維持修繕の実施等については、従前から民間業者へ委託しており、今後とも行っていく。

### 2. 民間開放の取り組み状況

上記(2)のほか、PFI事業については、有料駐車場の整備について既に複数の事業を実施中。また、地方道路公社による有料道路事業についての「有料道路PFI事業の実施方針雛型（案）」を作成。今後とも、PFIの事業展開について検討を進め、積極的に導入を推進。

## 2. 公共施設の占用の民間開放

### 1. 制度の現状

#### (1) 道路占用に関する規定

道路に工作物、物件又は施設を設けて、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。（道路法第32条）

#### (2) 道路占用の主体

道路占用の主体は、法令上、限定されていない。

## 2 民間開放に向けての取組状況、今後の方針

電気、ガス、電気通信等の事業者が設ける物件について従来から広く占有を認めており、また、地域住民等の利便性の向上に資する商店街等のアーケード等の占有が行われているほか、近年における民間開放の取組みとして、次のようなものを推進している。

### 民間事業者による光ファイバ設置の促進に資する開放

- ・ 道路管理用光ファイバの收容空間として道路に設けている構造物（情報 BOX）を、占有により民間事業者に開放。
- ・ 電気通信事業者等がその所有する光ファイバ等を第三者に貸与する場合において、当該第三者の占有許可手続を不要化。

### バス停の上屋の新規設置に資する路上広告の開放

- ・ バリアフリーの観点から必要性が高いバス停の上屋の整備促進のため、広告料収入を上屋の整備・維持管理費用に充てるとのルールの下、上屋の新規設置と一体的に行われる広告板の添加を認めて路上広告を柔軟化。

### 地域の活性化に資するオープンカフェの推進

- ・ 自治体、商店街、商工会議所など地域が一体となって取り組むオープンカフェを、道路占有により実施。

道路構造の保全や交通の危険の防止に支障のない範囲で、その時々地域や社会のニーズに対応し、弾力的な占有許可の運用による道路空間の民間開放を推進。

## (参考) 関係条文

### 施設を管理できる者に関する規定

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 略

（都道府県道の管理）

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（市町村道の管理）

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2～5 略

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（管理）

第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。

### 道路占用に関する規定

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 （略）

#### 道路法施行令

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以

下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

八 法第三十三条第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(第十四条の二において単に「連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(次号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

九 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

# 道路管理について

## < 道路管理の現状 >

道路は、あらゆる経済社会活動に不可欠な社会基盤であり、誰もがいつでも安全に利用できるよう道路管理者（国土交通大臣・都道府県・市町村）が責任をもって整備し、管理しているところ。その設置・管理に瑕疵があった場合には、賠償責任を負うのみならず刑事責任を問われる可能性。

特に、地震・大雨等による道路災害への対応や、落石等に対する緊急対策（全国の一般国道・都道府県道で約60,000箇所）など、道路管理者に対する社会的要請が高い。

道路管理事務には、一般交通の用に供するという道路本来の機能を確保する観点から、占用許可、通行規制等の行政権の行使が含まれる。

一方、警察においては、交通の安全と円滑を図る等の観点から、交通規制、使用許可等の事務を実施。

## < 民間開放に向けての取組み >

計画の策定や工事の発注等の行政判断を伴う業務や、占用許可、通行規制等の行政権の行使を伴う業務は道路管理者自らが行っているが、それ以外の建設工事や維持修繕の実施等については、従前から民間業者へ委託しており、今後とも行っていく。

PFI事業については、有料駐車場の整備について既に複数の事業を実施中。また、地方道路公社による有料道路事業についての「有料道路PFI事業の実施方針雛型（案）」を作成。今後とも、PFIの事業展開について検討を進め、積極的に導入を推進。

# 道路占用制度について

## < 道路占用制度の役割 >

一般交通の用に供するという道路の本来の機能を確保するためには、道路上における物件の無秩序な設置による道路の構造や交通への支障を防止することが必要。

道路占用許可制度により、道路の本来の機能の確保と、それ以外の道路空間の有効活用とを調整。

一方、警察においては、物件設置の有無を問わず、道路交通の安全・円滑を確保するため、道路使用許可の事務を実施。

(注) 許可申請者が、いずれか一方の申請窓口申請すれば、他方の手続も進むようワンストップサービスを実施。

## < 民間開放に向けての取組み >

法令上、占用主体の限定はない。

道路構造の保全や交通の危険の防止に支障のない範囲で、その時々地域や社会のニーズに対応し、弾力的な占用許可の運用による道路空間の民間開放を推進。

## < 近年における民間開放の推進事例 >

- ・ 光ファイバの収容空間を民間事業者に開放。
- ・ バス停上屋の新規整備と一体的に行われる路上広告。
- ・ 地域が一体となって実施するイベント等におけるオープンカフェ。

# 地域の活性化に資する「オープンカフェ」の推進

- ・自治体、商店街、商工会議所など地域が一体となって取り組むオープンカフェを、道路占用許可により実施
- ・このような道路空間を活用する社会実験の取組みを積極的に支援（H15年度は、大阪御堂筋など4箇所を実施）

にぎわい創出の効果

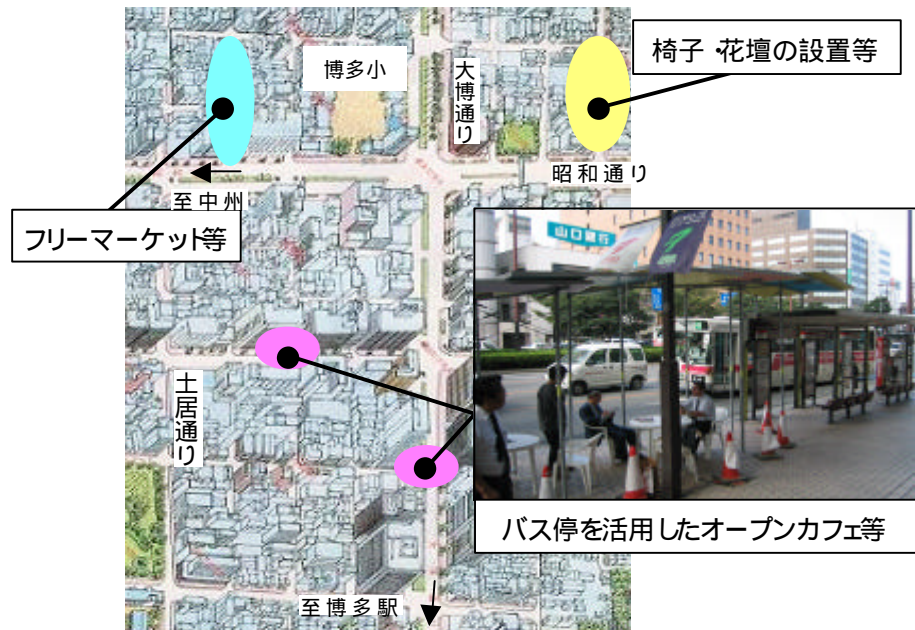
民間の創意工夫を活かし、地域の活性化に資する取組みを積極的に推進

【山口県宇部市 平成14年～】



開催者 宇部市商店街連合会、地元商店街、宇部市  
 開催期間 平成14年7月～10月の金～日（のべ42日）  
 平成15年9月～11月の金～日（のべ28日）  
 占用物件 イス、テーブル、パラソル、植木、プランター  
 「宇部市中心市街地活性化基本計画」に基づき実施。

【道の活用による地域活性化の社会実験（博多区）】



開催者 NPO博多まちづくり  
 開催期間 平成15年9月26日～10月5日  
 占用物件 イス、テーブル、植木等  
 オープンカフェやイベントなどの道路空間の活用や道路管理への参画を継続的な住民活動とするための社会実験